

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第37号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p><b>第42条</b> 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第73条の2第7項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、<u>第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項</u>並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び<u>第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)</p> <p><b>第61条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第11条第10項又は第13項</u>の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第10項又は第13項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)</p> <p><b>第61条の2</b> 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、<u>第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項</u>並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び<u>第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）</u>の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 <u>法第73条の27の2第1項又は第73条の27の3第1項</u>の適用があるべき旨の申告をする者は、申告書に同項の規定の適用があるべき旨を証する書類</p>	<p>(還付金等の還付又は充当の通知)</p> <p><b>第42条</b> 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第73条の2第7項、第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項及び<u>第73条の27の5第3項</u>並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び<u>第73条の27の3第4項（法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)</p> <p><b>第61条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第11条第10項又は第14項</u>の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第10項又は第13項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>(不動産取得税の還付の申請等の添付書類)</p> <p><b>第61条の2</b> 法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項及び<u>第73条の27の5第3項</u>並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び<u>第73条の27の3第4項（法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項</u>において準用する場合を含む。）の申請をする者は、申請書にこれらの規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 <u>法第73条の27の2第1項</u>の適用があるべき旨の申告をする者は、申告書に同項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。</p>

を添付しなければならない。

(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)

**第62条 (略)**

2 局長は、法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

**別表（第117条関係）**

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
不動産取得税の減額（還付）申請書	法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項、 <u>第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項</u> において準用する場合を含む。）及び <u>第73条の27の4第4項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項</u> において準用する場合を含む。）	(略)
(略)		

**第41号様式（第117条関係）**

(略)

(略)	(略)	(略)		
		<table border="1"> <tr> <td>C #</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	C #	
C #				

**第77号様式の3（第117条関係）**

不動産の取得（特例適用等）申告書

(略)	
耐震基準適合既存住宅を取得した場合、その家屋の新築年月日	(略)

**第79号様式（第117条関係）**

不動産取得税の減額（還付）申請書

(略)			
備考			
所有権の取得	年月日	所有権の喪失	年月日

(不動産取得税の減額等に対する決定の通知)

**第62条 (略)**

2 局長は、法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項及び第73条の27の5第3項並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の3第4項（法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

**別表（第117条関係）**

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
不動産取得税の減額（還付）申請書	法第73条の27第1項（法第73条の27の2第3項及び第73条の27の5第3項並びに附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）及び <u>第73条の27の3第4項（法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項</u> において準用する場合を含む。）	(略)
(略)		

**第41号様式（第117条関係）**

(略)

(略)	(略)	(略)		
		<table border="1"> <tr> <td>C #</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> </table>	C #	2
C #				
2				

**第77号様式の3（第117条関係）**

不動産の取得（特例適用等）申告書

(略)	
中古住宅を取得した場合、その家屋の新築年月日	(略)

**第79号様式（第117条関係）**

不動産取得税の減額（還付）申請書

(略)			
備考			
所有権の取得	年月日	備考	

収用又は譲渡	年 月 日	代替不動産の取得	年 月 日
耐震改修完了	年 月 日	居住開始	年 月 日
(略)			

第80号様式（第117条関係）

不動産取得税の徴収猶予申告書

(略)			
収用又は譲渡（予定）	年 月 日	代替不動産の取得	年 月 日
耐震改修完了（予定）	年 月 日	居住開始（予定）	年 月 日
(略)			

所有権の喪失	年 月 日	
(略)		

第80号様式（第117条関係）

不動産取得税の徴収猶予申告書

(略)			
収用又は譲渡（予定）	年 月 日	代替不動産の取得	年 月 日
(略)			

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。